

總務常任委員会 (所管事務調査)

岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画について

令和7年11月28日
企画財政部

1 はじめに（国の過疎対策について）

（1）過疎対策とは

- 国が特別措置法に基づき、人口減少が著しい地域に対する持続的な発展を支援するための政策

（2）過疎対策の経過

- 国は、四次にわたる特別措置法に基づき、地域の自立に向けた取組みを実施
→ 第一次（昭和45年制定）、第二次（昭和55年制定）、第三次（平成2年制定）、第四次（平成12年制定）
- 依然として、人口減少や少子高齢化の加速、東京圏への人口一極集中、地域の担い手不足などの課題が残る



第五次：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年制定）※以下、「過疎新法」

令和3年4月1日施行 ※10年間の時限立法

（3）過疎地域持続的発展市町村計画とは

- 市町村は、過疎新法に基づき、「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる
→ 同計画を策定することで、市町村は国からの支援措置を受けることが可能
- 総務省通知により市町村計画は、令和3年度からの10年間で、「前期計画：5年」、「後期計画：5年」として策定



1 はじめに（国の過疎対策について）

（4）国が実施する主な支援措置

（1）国庫補助率の嵩上げ（法第12条及び第13条）

- ▶過疎地域に対する国の補助金制度を定め、地域振興を目的とした事業に、国庫補助を活用できる仕組みを示す
- ▶公立学校、保育所等に関する国庫補助率嵩上げ

（2）過疎対策事業債（法第14条）

- ▶ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置
- ＜全国＞ 令和7年度地方債計画額：5,900億円（令和6年度：5,700億円）

交付税措置が手厚い（70%のリターン）過疎債の発行は、対象となり得る事業の計画への登載が要件

（3）地方税の減収補填措置（法第24条）

- ▶過疎地域で新たに工場や事業所の設備投資を行った場合に、市町村が固定資産税などの減免を行えるとする規定
- ▶国の税制上の特例（第23条）と並び、地方税の面からも地域の投資や雇用を後押し

2 岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨

- 「過疎新法」に基づき、**北村及び栗沢地域の持続的発展に関する基本方針**として策定

市町村合併前



北村及び栗沢町は「過疎地域」の指定対象（第一次過疎法制定時から過疎の対象：昭和45年5月1日～）

岩見沢市

北村

栗沢町

過疎地域

過疎地域

市町村合併後

合併市町村に対する規定により、岩見沢市のうち「旧北村及び旧栗沢町」は「過疎地域」の指定対象

岩見沢市

旧北村

旧栗沢町

過疎地域

過疎地域

市町村合併後より、岩見沢市は、「**一部過疎**」の位置付け ※平成18年3月27日～

計画期間

- 令和8年度～令和12年度（5年間）

計画策定に係る法定手続き

- (1) 「地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」の**北海道知事との協議**（法第8条第7項）
- (2) **議会の議決**（法第8条第1項）
- (3) **市町村計画の公表と総務大臣への提出**（法第8条第8項）

2 岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

(2) 「前期計画」における総括

生活に必要な交通（道路、バス）の確保、通信環境の改善、公共施設の改修など、北村及び栗沢地域における生活の質の向上と産業の振興に資する事業をはじめ、総合的に事業を展開し、豊かな暮らしの実現と地域の活力を高めるために取組んできた

北村地域における主な事業

■赤川開拓3号線の道路改良

- ・北村中心部と岩見沢市内を結ぶ幹線道路の改良工事
- ・総事業費：約9.8億円

■光ファイバの整備

- ・都市部との情報格差是正と利便性向上のため、地域全域を対象に光ファイバを敷設
- ・総事業費：約6.0億円

■北村小学校校舎及び体育館の改修

- ・長期的な利用に対応した改修（屋根、外壁）
- ・総事業費：約2.1億円

■その他

住民混乗バスの運行、へき地保育所の運営、農業生産性向上のための農地基盤整備など、生活交通の確保や子育て支援、基幹産業である農業を支える事業を展開

栗沢地域における主な事業

■光ファイバの整備

- ・都市部との情報格差是正と利便性向上のため、地域全域を対象に光ファイバを敷設
- ・総事業費：約4.6億円

■栗沢病院における医療機械等の整備

- ・医療機械等の整備による診療体制の充実
- ・総事業費：約1.1億円

■栗沢B&G海洋センタープール改修

- ・長期的な利用に対応した改修（プールサイド、上屋）
- ・総事業費：約1.9億円

■その他

市内初の義務教育学校「くりさわ学舎」の開校、旧美流渡中学校校舎のリニューアル、東部丘陵線（バス）の運営など、教育振興や賑わい創出、生活交通を確保する事業を展開

- ▶ 財源には、過疎対策事業債や合併まちづくり基金などを有効に活用しながら、事業を展開してきた
- ▶ 過疎対策事業債発行額（R3～R7の5年間）： **30.2億円**（北村：18.3億円 栗沢：11.9億円）

2 岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

(3) 後期計画の策定について

前期計画で実施してきた各事業の実績をさらに前へ押し進め、北村及び栗沢地域の将来へ向けたより豊かで安定的な暮らしの実現を目指すため、過疎新法に基づく「後期計画」を策定し、必要な事業を着実に実施

後期計画で取組む主な事業

1 生活交通の確保【道路、公共交通】

改良工事や簡易舗装などの道路整備、住民の足となる公共交通の確保

- (1) 北村広域線、栗沢7線ほか～過疎地域の幹線として機能する道路の改良を実施
- (2) その他～岩見沢月形線や東部丘陵線の継続的なバス運行

2 生活環境の整備【インフラ施設、公営住宅】

上下水道施設、環境衛生施設、消防施設、公営住宅など、住みよい生活環境を確保

- (1) 栗沢下水道管理センター設備の改築～栗沢地区の汚水処理機能保持のため、設備等の計画的な改築を実施
- (2) 消防車両の整備～老朽化した車両を更新とともに、最新の機能を導入し、市民生活の安全安心を確保

3 教育の振興【教育施設】

幼児教育、学校教育、社会教育など、教育環境の改善・充実や学習機会を確保

- (1) くりさわ学舎の整備～9年間の一貫した教育活動の場や地域に開かれ、地域とともにある学校としての施設環境を確保

4 その他

産業の振興（農業試験圃・拠点施設の運営）、子育て環境の確保（へき地保育園の運営）、医療の確保（美流渡歯科診療所の運営）、地域文化の振興（公共施設の改修、運営）などの事業は、前期計画を継承した上で、後期計画でも継続して実施

2 岩見沢市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

(4) 計画策定のプロセス

<これまでの経過>

- 全庁横断的な策定作業により、原案を作成
 - 空知総合振興局との事前協議を終え、**現時点での原案が完成**（本委員会にて配付）
 - 地域説明会（栗沢地域）【11月14日】
 - 地域説明会（北村地域）【11月17日】
 - 総務常任委員会 【11月28日】
- 両地域において、計画の概要や考え方を説明
※国通知により、住民の意見反映が求められている

<今後の予定>

- 北村及び栗沢の両地域や本委員会、今後実施するパブリックコメントでの意見聴取などのプロセスを経て**素案を作成**
- 北海道本庁との協議を経て**成案**とし、令和8年第1回定例会へ上程

- ▶ 計画期間(R8～R12)以降も見据えた視点で事業を登載し、後期計画を策定
- ▶ 過疎対策事業債は、全国的な要望増による、配分調整という一定の制限を考慮しながら活用していく
- ▶ 中長期的視点や予算及び財源を考慮したうえで、優先順位を定め、両地域の持続的発展に資する取組みを推進する